

基幹研究

特別支援教育における教育課程に関する
総合的研究

(平成 28 年度～令和2年度)

最終報告書

令和3年3月



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

目次

I	はじめに	1
II	横断的研究の概要	2
	1. 研究の全体構想	
	2. 研究目的及び意義	
	3. 5年間の概略	
III	研究の内容	5
	1. 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて (平成28～29年度)	
	2. 新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題 (平成30年度～令和2年度)	
IV	研究の成果	19
V	まとめ(総合考察)	21

I はじめに

平成 28 年 12 月 21 日、中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会, 2016）」が取りまとめられた。そこでは、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が確認された。この背景にあるのが、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念である。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

中央教育審議会（2016）は、資質・能力の育成に当たって教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施を求めており、個々の子供の発達課題や教育的ニーズに応じて指導の充実を図ることを重要視している。特別支援学校在籍児童生徒数、重複障害児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導対象児童生徒数の増加傾向や、小・中学校等での特別支援教育体制整備の状況（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2018）を踏まえると、今後も多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方が検討される必要がある。

そこで本研究は、研究期間の 5 年間全体を通じ、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」という研究課題のもと、2つのサブテーマを設けて研究を行った。平成 28～29 年度はサブテーマを「通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて」とし、通級による指導を実施している市区町村教育委員会、当該市区町村において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその学級担任へのアンケート調査や訪問調査を実施した。平成 30～令和 2 年度は「新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題」とし、先のサブテーマと関連して通常の学級、通級による指導の状況を把握するためのアンケート調査と並行し、特別支援学級、特別支援学校においては、教育課程の編成、実施に関する状況を把握するアンケート調査、改訂後の学習指導要領に基づく教育課程の編成、実施に取り組む特別支援学級及び特別支援学校の協力を得て事例研究を実施した。別支援教育の推進について研究を進めてきた。本報告書は、5 年間の研究の取組をまとめたものである。

教育・支援部 上席総括研究員 横倉 久

Ⅱ 横断的研究の概要

1. 研究の全体構想

平成 29 年告示の小学校及び中学校学習指導要領（以下、小・中学校学習指導要領）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、小学部・中学部学習指導要領）、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領（以下、高等学校学習指導要領）、平成 31 年告示の特別支援学校高等部学習指導要領（以下、高等部学習指導要領という）は、移行期間を経て令和 2 年度には小学校・特別支援学校小学部において実施された。令和 3 年度には中学校・特別支援学校中学部において、令和 4 年度には高等学校・特別支援学校高等部においても学年進行で実施される。今回の学習指導要領は、障害者の権利に関する条約が批准されて以降、初めての学習指導要領の改訂であり、その理念が反映されている。インクルーシブ教育システム構築の観点からは、通常の学級と通級による学びの連続性はもちろん、特別支援学級、特別支援学校を含め、より幅広く、学習指導要領に基づいて各学校が取り組む教育課程の改善に焦点を当てた研究が求められる。

学習指導要領の円滑な実施を支援することは、本研究所の重要な役割であり、このため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間のメインテーマを「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」として研究を実施した。平成 28 年度～平成 29 年度の 2 年間は、通常の学級に軸を置き、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てた研究を実施した。通級を利用する児童生徒の学びを通常の学級に生かすことを意図した取組の整理を通じて、通常の学級担任を対象とした「手引き書」の作成に至った。

平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間の研究においては、これまでの知見を基に、平成 29・30・31 年告示の学習指導要領の完全実施前の教育課程において、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況の把握を目指してアンケート調査を行った。特別支援学校、特別支援学級については学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施にかかる課題への取組を整理するために、事例研究も実施した。

2. 研究目的及び意義

学習指導要領の着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成、実施が特別支援学校、特別支援学級、通級による指導に求められる。通常の学級においても、障害のある児童生徒等の在籍を前提に、個々の児童の障害の状態等に応じた適切な指導が求められる。これらを踏まえ本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領並びに小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを経年で把握する、という目的を設定した。

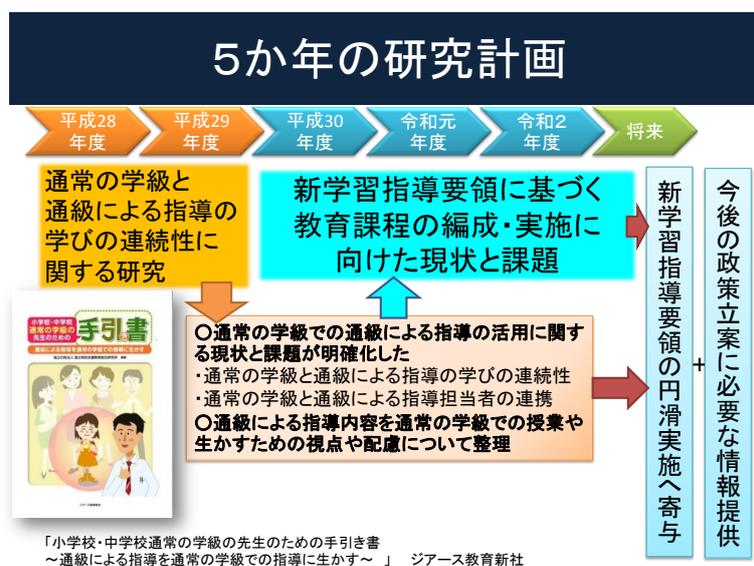
本研究を通じた状況の把握は、改訂後の学習指導要領の実施に向けた課題の整理につな

がる。これをもとに本研究では、改訂後の学習指導要領に基づく教育課程の編成、実施に取り組む特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の実践の支援を目指す教育現場の参考となる情報を整理した「リーフレット」、通級の指導に関する「手引き書」、特別支援学級の教育課程編成・実施の「ガイドブック」を作成した。同時に、この研究によって特別支援学校及び特別支援学級の教育課程編成の状況に関するデータ及びその収集方法が検討されたことで、今般の学習指導要領の改訂に留まらず、将来の学習指導要領改訂に必要な情報の整理、提供にも寄与する。

3. 5年間の概略

(1) 平成28～29年度

平成28～29年度は、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて研究を行った（図Ⅱ-1の平成28～29年度の部分）。アンケート調査は、小・中学校等を対象として、通級による指導を実施している市区町村教育委員会（抽出）、該当市区町村内において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその担任からの回答を分析した。併せて、市区町村教育委員会より推薦のあった小・中学校と通級指導教室等に訪問調査も行った。これらの研究を基に、通級による指導の内容を、通常の学級での授業や生活に生かすための視点や配慮について「通常の学級と通級による指導の学びの連続生を実現するための6つの提言」を整理した。また、この「6つの提言」をもとに、通常の学級の先生方を対象とした手引き書「小・中学校の教育課程の中で特別支援教育を考えるー通級による指導を通常の学級での指導に生かすー」を作成した。



図Ⅱ-1 5か年の研究計画

(2) 平成30～令和2年度

学習指導要領の内容に基づく教育課程の編成・実施状況の把握という目的に沿って、平成30年度、令和元年度の2年間で特別支援学校及び小・中・高等学校に対しアンケート調査を行った。加えて、調査の結果から把握された課題の解決に取り組む特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級を対象に、教育課程編成・実施にかかる事例の収集を行った（以上は、図Ⅰ-1の平成30～令和2年度の部分）。調査については、平成30年度、令和元年度の実施となったが、これは、研究期間の最終年度に当たる令和2年度には、小学部・小

学校において、それ以降も令和3年度から中学部・中学校、令和4年度から高等部・高等学校において、改訂された学習指導要領が完全実施されることとなっており、それ以前の状況を把握する必要があったためである。事例研究は、質問紙により把握された学習指導要領の完全実施に向けた課題に基づき、令和元年から令和2年にかけて行った。教育課程の改善に向けた具体的な取組を明らかにすることを目的に、学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けて教育課程の研究に取り組む特別支援学校4校及び小・中学校の特別支援学級2学級の取組を聴取し、知見を整理した。特に、特別支援学級の取組に関しては、特別支援学級の担任、交流及び共同学習で特別支援学級の児童生徒を指導する通常の学級の担任等の参考となるように、事例研究の知見を折り込みながら、完全実施後の教育課程編成・実施の参考となるよう、「インクルーシブ教育システム推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」としてまとめた。

Ⅲ 研究の内容

「基幹研究特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」は、平成 28 年度～令和 2 年度まで 2 つのサブテーマを設けて研究に取り組んだ。本項では、これら 2 つの研究内容に関する概要をまとめる。

1. 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて（平成 28～29 年度）

【研究代表者】 澤田 真弓

【要旨】

通級による指導は、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒のニーズに応じて行うことにより、その指導の効果が通常の学級における授業や生活において発揮できるようにすることが重要である。

そこで本研究では、通級による指導の対象となる障害種について、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて、①通級による指導の教育課程上の位置付けや担当者間の連携の実態と課題を明らかにし、課題についての対応を提言することと、②通級による指導の内容を、通常の学級での授業や生活に生かすための視点や配慮について整理し、「手引き書」を作成することを目的とした。

①については、通級による指導を実施している市区町村教育委員会（抽出）、該当市区町村内において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその担任へのアンケート調査や訪問調査を実施し、「通常の学級と通級による指導の学びの連続性を実現するための 6 つの提言」としてまとめた。

②については、①の「6 つの提言」を基に、通常の学級担任を対象とした手引き書「小・中学校の教育課程の中で特別支援教育を考えるー通級による指導を通常の学級での指導に生かすー」を作成した。

これら①、②の研究成果は、インクルーシブ教育システムの更なる推進や、平成 32 年度から本格実施がなされる新たな学習指導要領の円滑な移行に寄与できると考える。

なお、本研究は「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」として第 4 期中期目標期間（5 年間）のはじめの 2 年間の研究（特に「通常の学級」に焦点を当てた研究）として位置付けられている。

【キーワード】

通常の学級、通級による指導、学びの連続性、教育課程、手引き書

【背景・目的】

中央教育審議会では、平成 26 年 11 月に文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が行われたことを受け、「論点整理」（平成 27 年 8 月）、「審議のまとめ」（平成 28 年 8 月）の議論を経て、平成 28 年 12 月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申した。そして、文部科学省は、平成 29 年 3 月には、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、平成 29 年 4 月には、「特別支援学校幼稚部教育要領」、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を新たに公示した。

中央教育審議会の答申では、インクルーシブ教育システムの更なる推進から以下のように述べている。

- 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。

新たな小学校学習指導要領、中学校学習指導要領においては、答申に示されているとおり、第 1 章総則に特別な配慮を要する児童生徒への指導に関わって、障害のある児童生徒などへの指導の項目が設けられ、より充実した規定がなされた。その中には、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒について、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用が必須事項として明示されている。また、これらの校種の学習指導要領「解説」（平成 29 年 6 月）には、各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態とそれに対する配慮の意図や手立てが具体的に記述されている。

このように小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の中で、特別支援教育について、これまで以上に充実した規定がなされたことは、インクルーシブ教育システムを推進していくうえで非常に重要なことである。

そこで本研究では、以下の 2 点を目的に掲げ、「通常の学級」を軸とした通級による指導の学びの連続性における教育課程について検討することとした。本研究を遂行していくことは、国の喫緊の課題である「新たな学習指導要領の円滑実施」に寄与することとなる。加えて、通級による指導を通常の学級での指導に生かすための「手引き書」を作成し、教育現場に提示することは、新たな学習指導要領で示されている特別支援教育の具体の指導の参考となり、意義がある。

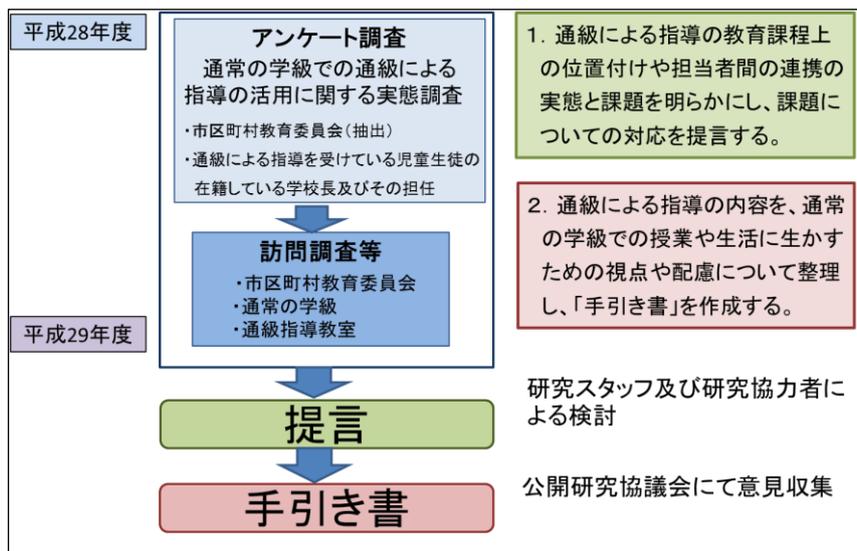
- ① 通級による指導の教育課程上の位置付けや担当者間の連携の実態と課題を明らかにし、課題についての対応を提言する。
- ② 通級による指導の内容を、通常の学級での授業や生活に生かすための視点や配慮について整理し、「手引き書」を作成する。

【方法】

図Ⅲ-1は、本研究2年間の計画の概要を示したものである。1点目の課題は、平成28年度実施のアンケート調査や訪問調査の結果を基に提言をまとめる。

2点目の課題は、1点目の課題から明らかになった事項から、通級による指導の内容を、通常の学級での授業や生活に生かすための視点や配慮に

ついて整理し、通常の学級の先生方を対象とした「手引き書」を作成する。手引き書は、案の段階で公開研究協議会にて参加者より意見収集し、その後、チーム内にて再度検討し完成させる。



図Ⅲ-1 平成28年度・29年度研究計画

【結果と考察】

(1) 通常の学級での通級による指導の活用に関する実態調査

アンケート調査では、通級による指導を実施している市区町村教育委員会(抽出)、該当市区町村内において通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長及びその担任を対象として実施した。本調査の結果と分析は、既に中間報告書(平成29年3月)にて公(研究所Webサイトに掲載)にしている。

1) 市区町村教育委員会への調査

調査内容は以下の4点である。

- ① 通級による指導の実施状況に関すること(小・中学校数、設置教室数、児童数、担当教員数、指導の形態)
- ② 通級による指導の担当者の配置、研修等に関すること
- ③ 通級による指導にかかる教育課程の編成に関すること
- ④ 通級による指導と通常の学級との連携が図られている通級指導教室設置校について

288 市区町村教育委員会のうち 127 の市区町村教育委員会から回答があった。通級による指導の担当者に求める専門性として「障害特性等の実態把握とアセスメントスキル」、「通常の学級担任との連携」、「自立活動、教科の補充指導の指導力」が上位に挙がっていた。各市区町村教育委員会では、これらの内容に沿った研修を実施しているが、その受講者は、通級による指導の担当者が多く、通常の学級担任の受講は 27.6%であった。「通常の学級担任との連携」を進めていくのであれば、通常の学級担任と共に受講する研修の工夫も必要であろう。

2) 通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学校長への調査

調査内容は以下の 3 点である。

- ① 通級による指導を受けている児童生徒の在籍の有無
- ② 通級による指導を受けている児童生徒の担任と通級による指導の担当者間の連携を図るために取り組んでいること
- ③ 通級による指導を受けている児童生徒の担任と通級による指導の担当者間の連携を図ることに関する課題

小学校 855 校、中学校 534 校の校長より回答があった。通常の学級担任と通級による指導の担当者の連携の取組として、定期的な連絡会、電話、メール、連絡帳等による日常の情報交換、通信（お便り）の相互交換、支援会議や面談等の実施や工夫が挙げられた。また、通常の学級での授業研究や研修の共有、通常の学級の授業へ通級による指導の担当者が T2（ティーム・ティーチングによる指導）として入り、指導の共有化を図る取組などがみられた。

一方、小学校、中学校ともに「情報共有の時間の確保」を半数以上の校長が課題として挙げている。校長は、通常の学級担任が通級による指導の担当者と時間をみつけ、様々な工夫をしながら連絡を取り合っているが、十分な時間が取れていないとみていることが分かる。双方での授業参観についてもその必要性は感じているが、時間が捻出できていないと捉えている。また、通級による指導を受けている児童生徒の情報について、通常の学級担任だけでなく、全職員への共有についても課題と捉えている。特に中学校では、教科担任制であることからその傾向が強い。

さらに、連携を進めるに当たり、通常の学級担任、特別支援教育コーディネーター、教務主任、教頭等の役割の明確化と校内体制の見直しについても課題として挙げている。

3) 通級による指導を受けている児童生徒の在籍している学級担任への調査

調査内容は以下の 8 点である。

- ① 回答者に関すること（教職経験年数、特別支援学校、特別支援学級の経験年数、通級による指導の経験年数、特別支援学校教諭免許状の有無）
- ② 通級による指導の内容、時間数等に関すること
- ③ 通級による指導の教育課程に関すること
- ④ 個別の指導計画の作成に関すること

- ⑤ 個別の教育支援計画の作成に関すること
- ⑥ 指導場面の参観、情報交換に関すること
- ⑦ 指導者間の連携及び指導の連続性に関すること
- ⑧ 通級による指導を受けている児童生徒について

小学校 3,339 名、中学校 1,559 名の学級担任より回答があった。通常の学級担任が通級による指導を受けている在籍児童生徒の通級による指導の場면을参観したことがあるか否かについては、「参観したことがある」は 1,127 名、「参観したことがない」は 3,741 名であった。「参観したことがある群」と「参観したことがない群」とで、「通級による指導の指導内容や時間数、時間帯の決定」について比較したところ、「ある」群は本人・保護者、通常の学級担任、通級による指導担当者で相談して決めている割合が 5 割以上と高い。しかし「ない」群については、通級による指導担当者が中心となり決定している傾向があった。また「個別の指導計画、個別の教育支援計画」についても、「ある」群は協力して作成しているが、「ない」群は通級による指導担当者が中心に作成している傾向がみられた。さらに「通級による指導の通常の学級での活用」については、「ある」群の方が「活用されている（生かしている）」割合が高く、「ない」群では、「生かし方が分からない」と回答した割合が高かった。

通常の学級担任が、通級による指導場면을参観することは、指導内容や指導方法等の理解につながり、通常の学級での指導等への活用につながる重要な事項であることが分かった。

（２）訪問調査によって得られた 7 事例

本アンケート調査にて、市区町村教育委員会より推薦のあった小・中学校と通級指導教室等に訪問調査を行った。訪問調査では、「情報交換・情報共有の工夫」、「相互の授業参観の工夫」、「通級による指導の成果を通常の学級の中で生かす工夫」、「保護者・関係機関との連携の工夫」、「研修の工夫」を行っている 7 事例が収集できた。事例のタイトルは以下のとおりである。

- 1) 研修や研究活動を効果的に組み込んだ A 市教育委員会及び B 小学校
- 2) 学校研究を通して学びの連続性を意識した D 市立 E 小学校
- 3) 連携のためのツール活用や専門性の高いスタッフを配置した F 町立 G 小学校
- 4) 日常の協働から効果的な連携を進めた H 市立 I 小学校
- 5) 相互の訪問を通じた連携による J 市及び K 小学校・L 中学校
- 6) 教育センターに設置された中学校通級指導教室の連絡票の活用
- 7) 中学校通級担当者による訪問相談の活用 P 市及び Q 中学校

（３）通常の学級と通級による指導の学びの連続性を実現するための 6 つの提言

通常の学級での通級による指導の活用に関する実態調査や訪問踏査から、通常の学級と通級による指導の学びの連続性を実現するためには何が必要なのか、どのような

取組を実施していくとそれが実現する可能性があるのか等、その要素が明らかになってきた。そこで研究チームでは、これらを整理し6つの提言としてまとめた。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 提言1 | 情報交換・情報共有の方策の検討 |
| 提言2 | 授業を見合う体制づくりと工夫 |
| 提言3 | 学校全体の取組として展開 |
| 提言4 | 地域のリソースの活用と連携 |
| 提言5 | 研修の工夫 |
| 提言6 | 校長のリーダーシップと教育委員会のバックアップ |

(4) 手引き書作成

手引き書作成に当たり、上記1. 2. 3. の結果を基に、通級による指導を通常の学級での学習や生活に生かす上で重要となる事項を抽出し、以下のとおり10の柱立てをした。

- ① 通級による指導の理解と教育課程の編成等
- ② 的確な実態把握
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ④ 情報交換・情報共有の工夫
- ⑤ 授業参観等の活用
- ⑥ 通級による指導を通常の学級に生かす工夫
- ⑦ 保護者、関係機関との連携
- ⑧ 研修
- ⑨ 管理職のリーダーシップ
- ⑩ 教育委員会による体制整備

「手引き書」の読み手として通常の学級担任を念頭に作成した。通常の学級担任が「手引き書」を積極的に手に取り、主体的に活用できるためには、書かれている内容が、できるだけ日常の学習や生活と密接していて、分かりやすいことが必要である。そのため、イラストや図をできるだけ使い、学校生活で想定される具体的な人物を登場させ、その人物たちを巡る支援のストーリーを描き出すといった工夫を行った。主な登場人物を図Ⅲ-2に示す。

また、本手引き書は、通常の学級担任を念頭に作成したものであるが、通常の学級担任と連携をとっていく通級による指導の担当者や校内の特別支援教育コーディネーターにとっても、役割等を再認識する際に参考になるものとする。さらには、特別支援学校の地域支援担当者や管理職、各教育委員会の指導主事にとっても活用できるものであると考える。

【総合考察】

これまで述べてきたように、本研究のアンケート調査や訪問調査により、「連携のための方策」の重要な視点や具体的な事項が明らかになってきた。相互に授業を見合う体制づくりの重要性や連携のツールの工夫、個別の指導計画等の活用、校内の職員との情報共有の工夫、さらには研修の工夫等によって連携が深まることが分かった。一方、管理職や通常の学級担任からは、情報共有や授業参観等の連携の時間の捻出が困難な実態も明らかにな

っている。教員は、様々な教育課題に対応するための会議や打合せ、事務処理、報告書の作成、学校に寄せられる意見や要望への対応など、仕事が多岐にわたり、児童生徒と向き合う時間や指導に関わる事項の時間が十分に確保されていない状況にある。

上述の情報共有や授業参観等の時間の捻出の困難さへの対応は、まさに「学校における働き方改革」の取組に関係してくる。教員以外の専門職員、地域の人的、物的資源の活用や会議の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮すること、校内での体制整備の工夫等、様々な「働き方改革」の取組をしながら児童生徒の指導に必要な時間を捻出していくことになる。

そしてそれを実施していくには、校長のリーダーシップをはじめとした学校マネジメントの確立を通じた組織力の強化が欠かせない。外部人材の活用を含めたチーム学校としての経営、その経営方針の共有、組織としてそれぞれの役割の明確化などが重要となる。

さらに、これら校長や学校を支える都道府県教育委員会や市区町村教育委員会がそ



図Ⅲ-2 登場人物

の役割を十分果たすことが必要である。例えば、人的、物的、体制づくりに関わる環境整備や教員への研修の工夫は勿論のこと、「学校における働き方改革」を推進する、家庭や地域との連携・協働を支援する、各種取組に対する理解啓発の実施などが考えられる。

また学校、家庭、地域との連携・協働を図っていくには、学校経営方針や「目指す子供像」の共有が必要である。新しい学習指導要領等の考え方を共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現の取組が重要となる。

これらの取組が相まって、子供たち一人一人の豊かな学びの実現に繋がっていくのだと考える。

【成果の活用】

<平成 29 年度>

- ① 研究所 Web に中間報告書を公開
- ② 日本特殊教育学会（第 55 回大会）にてポスター発表
 - ・ 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究①
 - －市区町村教育委員会を対象としたアンケート調査結果から－
 - ・ 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究②
 - －学校長を対象としたアンケート調査結果から－
 - ・ 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究③
 - －通級による指導を受けている児童生徒の学級担任を対象にしたアンケート調査結果から－
- ③ 日本 LD 学会「LD 研究,第 26 巻第 4 号,pp402-415(2017.11.)」にてアンケート調査結果を報告
 - ・ 通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究
- ④ 平成 29 年度国立特別支援教育総合研究所セミナーにて研究成果報告
- ⑤ 手引き書『小学校・中学校 通常の学級の先生のための手引き書－通級による指導を通常の学級での指導に生かす－』をジアース教育新社より発刊
- ⑥ 研究成果報告書のリーフレットを作成し、研究所 Web にて公開し、関係各所に配付

<平成 30 年度以降>

- ① 研究所 Web に研究成果報告書及びサマリーを公開
- ② 研究成果報告書のリーフレットを関係各所に配付

2. 新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題（平成 30 年度～令和 2 年度）

【研究代表者】横倉 久

【要旨】

多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方を検討することは重要といえる。本研究では、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などの把握を目的に、平成 29・30・31 年告示の学習指導要領の内容に照らした質問紙調査及び事例研究を行った。特別支援学校に対する調査では、準ずる教育課程、知的障害の教育課程、自立活動を主とする教育課程における特色ある教育課程の編成状況や、知的障害の各教科等の指導計画や学習評価などに関する課題などが把握できた。小・中・高等学校に対する調査では、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程の編成状況、通常の学級における各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫などを把握した。

【キーワード】

教育課程、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級

【背景・目的】

中央教育審議会は、2016 年に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。そこでは、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が示されている。資質・能力の育成に当たっては、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施を求めており、個々の子供の発達課題や教育的ニーズに応じて指導の充実を図ることを重要視している。特別支援学校在籍児童生徒数、重複障害児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導対象児童生徒数の増加傾向や、小・中学校等での特別支援教育体制整備の状況を踏まえ、今後も多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方が検討される必要がある。

これを踏まえ本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、平成 29 年告示の特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（以下、小学部・中学部学習指導要領）、小学校及び中学校学習指導要領（以下、小・中学校学習指導要領）、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領（以下、高等学校学習指導要領）、平成 31 年告示の特別支援学校高等部学習指導要領（以下、高等部学習指導要領）に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを経年で把握する、という目的のもと、研究を実施した。

【方法】

(1) 小・中・高等学校及び特別支援学校の教育課程の状況に関する質問紙調査

小学部・中学部学習指導要領及び小・中学校学習指導要領の実施前からの把握を目指し、平成30年度には、全国の①特別支援学校の教務主任、②特別支援学級担任、③通級による指導担当者、④小・中学校長、のそれぞれに質問紙の回答を求めた。続く令和元年度には、高等部学習指導要領及び高等学校学習指導要領の実施前の状況の把握を目指し、⑤特別支援学校の教務主任、及び⑥高等学校の教務主任に対して、質問紙の回答を求めた。各調査の回答者数、回収率は、①が228校で38.0%、②が124校で20.6%、③が133校で20.9%、④が127校で20.9%、⑤が301校で50.2%、⑥315校で43.0%だった。

(2) 事例研究

調査の回答や研究員の情報収集により、教育課程の編成・実施に関する課題解決の検討を進めていると認められた学校で、協力の内諾を得られた学校の取組を聴取した。抽出された特別支援学校4校、小学校1校、中学校1校での事例研究の概要を表Ⅲ-1に示す。

表Ⅲ-1 事例研究の概要

No.	学校/学級	障害種等	教育課程	事例研究の主な内容
1	特別支援学校	聴覚障害	準ずる課程	教科等横断的な視点からの教育課程の編成に係る取組
2	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	学習評価の活用に関する取組
3	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	各教科の指導の改善・充実を目指した取組
4	特別支援学校	肢体不自由	自立主教育課程	自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例(流れ図)を活用した指導の充実を目指した取組
5	小学校特別支援学級	知的障害	知的障害教育課程	教育課程の見直しの取組
6	中学校特別支援学級	自閉症・情緒障害	準ずる教育課程	自立活動の個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の指導の実際

【結果と考察】

(1) 特別支援学校における準ずる教育課程

① 当該学年に準ずる教育課程の編成について

障害種及び各教科等それぞれの特徴を把握するために小学部第3学年・小学部第6学年・中学部第3学年の各教科等の年間授業時数の中央値をもとめて傾向を分析した。小・中学校の標準授業時数と比較したところ、特別支援学校(病弱)中学部第3学年以外は、総合的な学習の時間の中央値が標準時数を下回る結果であった。障害種によって音楽、体育、保健体育、家庭の授業時数が小・中学校の標準時数を下回っていた。一方で、特別支援学校(聴覚)小学部第6学年の国語は、小・中学校の標準時数を上回っていた。自立活動の指導については、特別支

援学校（病弱）小学部第6学年及び中学部第3学年以外の中央値は、70単位時間であった。

高等部においては、自立活動の指導は、3年間で3単位が一番多く、また標準単位数を超えて配当している教科・科目の状況として基礎的・基本的な事項の修得を理由として行っているケースが多いことが分かった。

各学校の実態や障害の特性などを踏まえて、各教科等の授業時数や単位数を設定したり、自立活動の時間を設定したりした、特色ある教育課程の編成状況を把握することができた。

（2）特別支援学校における知的障害教育課程及び自立活動を主とした教育課程

① 知的障害の教科の観点別学習評価の評価規準の作成状況について

小学部・中学部の知的障害の教科の観点別学習評価を行う際に必要な評価規準の作成状況については、知的障害の教育課程及び自立活動を主とする教育課程ともに、「作成していない」が多かった。

② 年間指導計画の作成状況について

知的障害の教育を行う特別支援学校の指導の形態の一つである、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の作成状況を把握した。学習指導要領解説総則編で記されていた項目の記載状況を把握したところ、知的障害の教育課程及び自立活動を主とする教育課程ともに「いずれも記されていない」が半数を超えていた（表Ⅲ-2）。

表Ⅲ-2 各教科等を合わせた指導の年間指導計画について（小学部・中学部）

年間指導計画における記載事項	（複数回答）	
	知的教育課程 (n=201)	自立主教育課程 (n=135)
取り扱う各教科等の目標の系統性	16	10
取り扱う各教科等の内容の関連性	45	35
取り扱う教科等の指導時数	52	27
いずれも記されていない	114	80

（3）特別支援学校における自立活動の指導

① 自立活動の時間における指導の設定方法

知的障害教育課程において、自立活動の授業時数を「0」と回答した学校があった。その学校の自立活動の指導状況は、『各教科等を合わせた指導の中で行っている』『学校教育全体を通じて行っている。』という状況が把握された。

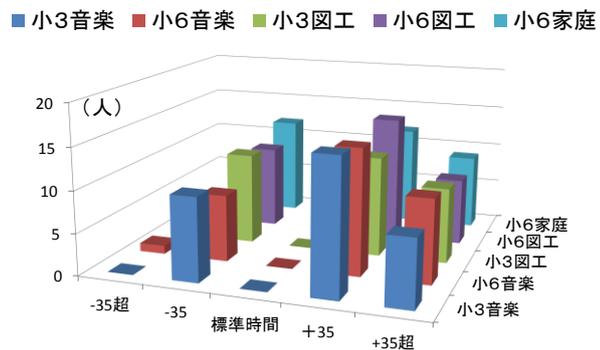
② 指導の課題を明確にする取組状況

自立活動の個別の指導計画の作成において、指導の課題を明確にする取組の上位は、『集団討議』や『個別の指導計画の工夫』、『自活専任や外部専門家と検討』だった。

(4) 小・中学校特別支援学級における特別の教育課程

① 特別の教育課程について

当該学年に準ずる教育課程を編成する小学校特別支援学級の音楽、図画工作、家庭の時数に関する回答をみると、標準時間を超えた授業時数を配当するという回答と、標準時間を下回る授業時数を配当するという回答に分かれる傾向がみられた(図Ⅲ-3)。授業時数の配分に際し、児童の特性を踏まえた検討が行われていることが示唆される。

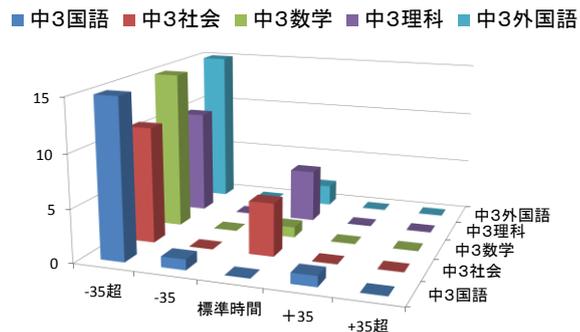


図Ⅲ-3 小学校特別支援学級 (準ずる教育課程) の授業時数

この点に関連して小学校知的障害特別支援学級において実施した事例研究では、各教科の学年ごとの目標や内容を一覧にして既習事項や習得状況をチェックし、把握された実態に基づき教育課程を編成するという取組を報告している。

② 交流及び共同学習について

当該学年に準ずる教育課程を編成する中学校特別支援学級の、全授業時数の中に占める交流及び共同学習の授業時数の配分に関する回答をみると、中3の国語、社会、数学、理科、外国語のいずれも交流及び共同学習に配当する授業時数が標準時間を下回るという回答が多かった(図Ⅲ-4)。交流及び共同学習は、生徒の進路希望を踏まえて実施されていることが示唆される。



図Ⅲ-4 中学校特別支援学級 (準ずる教育課程) において交流及び共同学習に配分される各教科の授業時数

この点に関連して事例研究では、中学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍し、普通科高等学校や職業学科のある高等学校への進学を希望する生徒の取組を整理している。感情の起伏の激しさのある生徒、緊張の強さのある生徒の事例からは、通常の学級での学びの充実に向けて、自立活動の指導の内容を通常の学級の担任や教科担当と共有することの重要性が指摘されている。

(5) 小・中・高等学校における通級による指導

調査の結果からは、「診断なし」の児童生徒が指導の対象として多数含んでいること、児童生徒はほとんどが個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成され指導を受けていること、指導に配当される時間数は週当たり1～2単位時間に集中していること、指導の形態は自校通級

が多いことなどが把握された。今後は、通級による指導を受けている児童生徒の数は増加傾向にあり、巡回して行う指導や、他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導をICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組が重要となる。

(6) 小・中・高等学校等における障害のある児童生徒に対する指導や支援

調査から、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫が把握できた。表Ⅲ-3には、小・中学校における工夫の具体的内容を示す。

表Ⅲ-3 各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫例

児童生徒の困難さ	具体的な支援の例
文章を目で追いながら音読することが困難である (国語など)	○一行ずつ読むことができるよう、他の部分を隠すようにしている。 ○マルチメディアデジター教科書を使用している。
地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難である (社会など)	○注目させたい部分を拡大する。
文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが困難である (算数・数学など)	○ブロックやタイルなどを操作しながら考えさせる。
実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが困難である (理科など)	○手順や方法を表にして貼り出す。 ○小グループによる教え合い学習

【総合考察】

特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や特性、心身の発達の段階等を考慮し、各教科等のバランスに留意しながら教科等横断的な視点で資質・能力を育成する教育課程の編成が求められる。それは、学部段階や学校段階間の学びの連続性を担保し、児童生徒の調和的な発達を目指しているからである。この点を踏まえ本研究では、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の完全実施前の教育課程の概況と今後の課題を把握することができた。

小・中・高等学校においては、小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領によって各教科等の学びの過程を踏まえた、育成を目指す資質・能力が明確にされた。学びの過程において考えられる困難さには、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれにおいて対応が求められている。この点を踏まえ本研究では、特別支援学級や通級による指導において編成、実施される特別の教育課程という視点から、その対応の状況や課題を把握することができた。また、通常の学級においても、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の状況、具体的な工夫を把握することができた。

小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領、並びに小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領の完全実施後には、各学校で教育目標の実現を目指し、各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえた教育課程の編成が行われる。本研究により得られた知見をもとに、各校の特色ある教育課程がどのように編成されるか、その推移を今後も把握していくことは重要といえる。

【成果の活用】

<令和元年度>

- ①日本特殊教育学会（第 57 回大会）にてポスター発表
- ②日本特殊教育学会（第 57 回大会）にて自主シンポジウム開催
- ③研究所セミナーにおいて研究成果を報告

<令和 2 年度以降>

- ①日本特殊教育学会（第 58 回大会）にてポスター発表
- ②日本特殊教育学会（第 58 回大会）にて自主シンポジウム開催
- ③研究所セミナーにおいて研究成果を報告
- ④「インクルーシブ教育システム推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」を編纂し各都道府県教育委員会等に配付
- ⑤研究所 Web に研究成果報告書及びサマリーを公開
- ⑥研究所成果報告書のリーフレットを関係各所に配付

IV 研究の成果

本研究は、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」という研究課題を設け、5年間で2つのサブテーマを取り扱った。平成28～29年度には「通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて」、平成30年度～令和2年度には「新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題」というサブテーマを設けている。2つのサブテーマは、いずれもわが国のインクルーシブ教育システムが目指す、多様で柔軟な仕組みづくりの整備という方向性に沿った研究であった。本研究の成果をまとめるにあたっては、通常の学級及び通級による指導と関連する知見がそれぞれのサブテーマで連続的に扱われたことも踏まえ、連続性のある多様な学びの場として位置付く特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級、のそれぞれに整理して述べることとする。なお、これらの成果は、学会のポスター発表、学術誌への掲載、研究所セミナーでの報告、研究所 web での研究成果報告書、サマリー、リーフレットの発信といった形で普及を図っている。

1. 特別支援学校を対象とした研究の成果

特別支援学校を対象にした研究では、教育課程の編成状況を把握するとともに、カリキュラム・マネジメントをより一層推進し、社会に開かれた教育課程を目指していくための知見や今後の課題を考究することができた。

当該学年に準ずる教育課程においては、授業時数の配当の工夫の他に、学びの過程で考えられる困難さに対して障害特性に応じた手だてを適切に行うことや、自立活動の指導と教科指導の関連、学部間のバランスなどを検討しながら、確実に基礎的・基本的な力を培う教育課程の編成状況を把握することが課題である。

特別支援学校の知的障害の教育課程や自立活動を主とする教育課程においては、学習指導要領の各種規定を踏まえて、指導の形態を決める前に、学習指導要領に示された各教科等の目標および内容の指導に必要な授業時数を定めたり、人間として調和のとれた育成を目指し、資質・能力ベースで各教科等のバランスについて再確認したりする手続、指導の評価や年間指導計画等の改善・充実が課題として挙げられる。

自立活動の指導においては、指導すべき課題を明確にして、指導目標や指導内容を設定して個別の指導計画を作成するには、特別支援学校学習指導要領解説（自立活動編）に例示されている手続を参考にしながら、各学校で言葉の定義や具体的な手続を検討して、校内の教職員の共通理解を図りながらシステムの工夫・改善に取り組むことが課題である。

2. 特別支援学級を対象とした研究の成果

特別支援学級が編成する特別の教育課程では、自立活動を取り入れること、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することとされる。実態に応じた教育課程の編成の在り方としては、学習指導要領実施前の状況として、特性を踏まえた教育課程の編成状況や、既習

事項や習得状況を把握する過程の検討ができた。実態に応じて編成された教育課程を基にして実施される交流及び共同学習についても、当該学年に準ずる教育課程について、各教科等の実施状況に関する把握が進んだ。合わせて、交流及び共同学習のさらなる充実のために、自立活動の指導と、交流場面における個別の指導や支援が必要であることを、事例研究を通して整理することができた。

得られた成果は、ガイドブックとして整理した。ガイドブックは、特別の教育課程の編成にかかる部分については、特別支援学級担任の参考となるように、学習指導要領の改訂の要点を丁寧に解説している。加えて、交流及び共同学習の実施に当たっては、通常の学級の担任や各教科等の担当者、管理職の理解や協力も欠かせない。このことから、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの指導が連続性をもって行われるために必要となる知見を加え、より多くの教職員の参考となる内容を盛り込んでいる。

3. 通級による指導及び通常の学級を対象とした研究の成果

平成 28～29 年度実施の研究からは、通常の学級と通級による学びの連続性に関する検討を踏まえ、「情報交換・情報共有の方策の検討」「授業を見合う体制づくりと工夫」「学校全体の取組として展開」「地域のリソースの活用と連携」「研修の工夫」「校長のリーダーシップと教育委員会のバックアップ」の 6 つの提言をまとめた。また、この研究知見から、通級による指導を通常の学級での学習や生活に生かす上で重要となる事項を抽出し、①通級による指導の理解と教育課程の編成等、②的確な実態把握、③個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用、④情報交換・情報共有の工夫、⑤授業参観等の活用、⑥通級による指導を通常の学級に生かす工夫、⑦保護者、関係機関との連携、⑧研修、⑨管理職のリーダーシップ、⑩教育委員会による体制整備、といった柱立てに基づき、手引き書の作成に至っている。

平成 30 年度実施の調査からは、通級による指導形態として、自校での指導が中心であることが整理された。今後の通級による指導の充実を目指し、他校での指導や巡回による指導に関する検討が進むことが期待される。併せて、通常の学級に実施した調査の結果からは、教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導に関する把握を進め、具体的な工夫に関する情報を整理することができた。

V まとめ（総合考察）

本研究所では、第四期中期目標期間（平成 28 年度～令和 2 年度）を通し、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」をメインテーマに基幹研究横断的研究として取り組んできた。この 5 年間に、障害者差別解消法の施行、小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領、並びに小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領の告示、高等学校における通級による指導の制度化等が実施された。平成 29・30・31 年告示の学習指導要領は、移行期間を経て令和 2 年度には、これに基づく教育課程が小学校・小学部で本格的に実施された（中学校・中学部は令和 3 年度、高等学校・高等部は令和 4 年度から学年進行で実施予定）。今回の学習指導要領は、我が国が障害者の権利に関する条約を批准して以降、初めての学習指導要領の改訂であり、その理念が反映されている。今回の学習指導要領には、インクルーシブ教育システム構築に向けて、特別支援教育を一層推進していくことが示されている。

平成 28 年度～平成 29 年度の 2 年間は、「通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究」をテーマに通常の学級に軸を置き、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てた研究を実施した。市区町村教育委員会、学校長、担任への全国調査からは、通級を利用する児童生徒の個別の指導計画を通常の学級担任と通級担当者が協力して作成する場合、その学級担任は通級による指導の内容の決定に関与し、特別の教育課程の理解も深く、指導の成果が通常の学級でも生かされていることを実感しているなどの結果が示された。また、訪問調査からは、通級を利用する児童生徒の学びを通常の学級に生かすための取組が整理され、それを基に通常の学級担任を対象とした手引の作成に至った。

平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間は、「新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題」をテーマに、先の 2 年間の研究知見を基に、新学習指導要領の着実な実施に寄与すべく、学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを把握することを目的とした研究を行った。調査研究においては、教育課程の編成状況の概況や課題を把握することができた。また、学校と本研究所研究員の協働による教育課程の改善に向けた事例研究や海外調査の実施等、学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に寄与する研究に取り組むことができた。結果として、事例研究を通じて特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の教育課程の改善に向けた具体的な取組方法や知見を得ることができた。併せて、この研究で得られた知見を小・中学校特別支援学級の教育課程の編成・実施の参考となるよう「ガイドブック」としてまとめた。

次に、5 年間の「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」を振り返り、今後の研究の方向性と課題について述べる。

平成 29・30・31 年告示の学習指導要領では、各教科等において育成すべき資質・能力が明確に示された。資質・能力の育成に当たっては、各教科等が学びの過程を踏まえてお

り、その中で生じる困難さの改善、克服を目指した取組が特別の教育課程の編成・実施により実現される。この点で、通常の学級と通級による指導の連続性に焦点を当てた研究（平成 28～29 年度）の知見は、通常の学級担任の実践を支えるものとなっている。その後の調査研究（平成 30 年度）においても、取組の状況の把握とともに具体的な実践事例を整理した。今後も同様な取組の継続と、好事例の共有によるインクルーシブ教育システムの更なる推進が求められる。一方、通常の学級と通級による指導の連続性の検討は、自校の実践に留まらない。平成 30 年度の調査結果からは、自校に偏重した実施状況が散見され、巡回指導や他校通級の実施に関する課題が明らかとなった。巡回指導や他校通級についても、自校通級と同様に校内支援体制の構築と教育課程の関連付け、通常の学級と通級による指導の連続性を意図した指導の展開が期待される。

特別支援学級については、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程編成・実施の現状を把握した。交流及び共同学習の実施についても、教科ごとの実施状況の特色を把握することができた。平成 29・30・31 年告示の学習指導要領の完全実施に伴い、研究知見の普及を行うことで、特別支援学級が、多様な学びの場の一つとしての機能を高め、わが国のインクルーシブ教育システムの推進の一翼を担うことが求められる。

特別支援学校については、教育課程編成の特色や課題を看取することができた。各学校には、在籍する児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付け、各教科等で求められる資質・能力を確実に身に付けることができるよう工夫することが求められる。さらに、各学校には、児童生徒の発達程度、適応の状況などを勘案しながら柔軟な転学が行われた際に、学びの連続性などを担保することが求められる。このようなことを踏まえると、各教科等のバランスや学部段階間及び学校段階等間の教育課程の連続性の検討を一層推進させることが重要である。また、特別支援学校の知的障害の各教科の指導においては、各教科等の授業時数の適切な配当のためにも、教育課程編成と指導の形態（教科等を合わせた指導等）の在り方等の整理が重要となる。

最後に、中央教育審議会は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)（中央教育審議会, 2021）」を発表した。この中で、特別支援教育は、「障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」との基本的考え方を示した。ここで示された基本的考え方は、この 5 年間の研究の知見「子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある」と重なる。

情報・支援部 上席総括研究員 横倉 久

引用文献

- 中央教育審議会 (2016). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（アクセス日, 2021-02-18）
- 中央教育審議会 (2021). 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）. <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm>（アクセス日 2021-02-18）
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2018). 特別支援教育資料（平成 29 年度）. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm（アクセス日, 2021-02-18）

基幹研究

特別支援教育における教育課程に関する総合的研究

平成 28 年度～令和 2 年度

成果報告書

研究代表者 横倉 久

令和 3 年 3 月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比 5 丁目 1 番 1 号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<http://www.nise.go.jp>